

議題 2 県立社会福祉施設のあり方専門分科会の設置について

1 目的

福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という）が平成28年10月に「県立社会福祉施設のあり方見直しについて」を建議して以来7年以上が経過し、社会福祉を取り巻く情勢が変化する中、県が定めた工程表の期間も令和7年度までとなっていることから、施設のあり方についてあらためて調査審議する必要がある。このため、福島県社会福祉審議会運営規程第3条の規定に基づき、審議会に県立社会福祉施設のあり方専門分科会（以下「専門分科会」という）を設置する。

2 専門分科会の構成

- (1) 専門分科会は、審議会委員長が委員の中から指名する者8人以内で構成する。
- (2) 専門分科会の委員の互選により、分科会長及び副会長を各1人置く。

3 専門分科会の調査審議事項

専門分科会は、次の事項の調査審議をする。

- (1) 県立社会福祉施設（太陽の国の関連施設を含む）の担うべき役割
- (2) 個々の施設のあり方の方向性
- (3) その他県立社会福祉施設（太陽の国の関連施設を含む）のあり方に関して必要な事項

4 専門分科会のスケジュール等

令和6年7月から10月の間に3回程度専門分科会を開催し、今後の方向性を取りまとめる。

(空 白)

県立社会福祉施設のこれまでの見直しの状況

区分	施設名	設置場所	施設の種別	定員		見直しの方向		これまでの見直しの状況 (H29-R5)
				H28	R6	あり方意見具申 (H28)	工程表 (H29)	
県 直 営 施 設	女性のための相談支援センター	福島市	女性自立支援施設 (旧：婦人保護施設)	20	20	本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。 また、同伴児と入所する女性や家事等の生活スキル獲得が必要な女性に対しては、引き続き支援の充実を図っていく必要がある。	複数人の同伴児と入所する女性の増加及び入所の長期化傾向に対応した支援の充実を図る。	○支援が必要な女性からの相談を受け、保護が必要と判断された場合に一時保護を行い、それ以後も自立支援のための保護が必要な場合には長期保護を行っている。 ・ 貧困や心身の疾患等の問題や、外国人である場合の通訳の活用等、個別のケースに応じて、関係機関との連携を図りながら対応している。 ・ R6.4 に施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、施設の種別が「婦人保護施設」から「女性自立支援施設」に名称変更となる。 ○利用者に安全で快適な生活を提供するため、施設改修、設備等の更新により環境整備を行った。 ・ H30年度 中央監視装置更新（～H31年度）、監視カメラ及び防犯システムの更新工事を実施。 ・ H31年度 エレベーター改修工事を実施。 ・ R2年度 電話設備交換工事を実施。 ・ R4～5年度 給湯温水器交換工事を実施。
	総合療育センター	郡山市	医療型障害児入所施設 児童発達支援センター	80	80	引き続き、療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化し、県が運営する必要がある。	本県の療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化し、今後も県立施設として運営していく。	○H29.4～年次計画による施設改修、設備等の更新を実施した。 ・ R2年度 「通所棟外壁等改修工事」「外来トイレ改修工事」を実施。 ・ R3年度 「歯科治療ユニット等の備品更新」「自家発電整備更新工事」を実施。 ・ R4年度 「講堂天井改修及び空調工事」（～R5年度）、「中央棟事務室系統エアハンユニット更新工事」を実施。「セントラルモニター」、「重心用サークルベッド」を設置。 ・ R5年度 「中央棟外壁等改修工事」「小荷物専用昇降機改修工事」を実施。「X線撮影装置」「FCR画像読取装置」「骨密度測定装置」を設置 ○H30.4～将来的な施設のあり方及び今後のサービス提供体制の充実策等について、現在の施設の状況、人員配置等を考慮しながら随時検討を行った。 ・ R元年度 小児科等、診療待機期間の長い診療科における、R2年度の医師配置など診療体制の拡充を図った。 ・ R2年度 情報端末機器の導入による遠隔診療を実施。通所事業の運営時間見直しによりサービス提供体制の充実を図った。 ・ R3年度 マイナンバーによる健康保険証のオンライン資格確認システムを導入し、利用者の利便性向上を図った。 ・ R4年度 医療的ケア児支援センターを開設し、医療的ケア児の相談支援の拠点として位置づけた。
	福島学園	須賀川市	児童自立支援施設	50	50	本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。 また、虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所との連携を図りながら、取り組んでいく必要がある。	児童相談所との連携を図りながら、虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援に取り組む。	○福島学園自立支援検討会を開催し、福島学園と児童相談所との間で入所児童への自立支援計画の検討、協議を実施してきた。自立支援計画の策定により職員、児童ともに入所後の見通し、目標を持つことができ、児童の生活、情緒の安定につながった。 ○入所児童の生活環境改善のため、施設改修、設備等の更新を行った。 ・ H30年度 プール改修工事（～H31年度）、本館排煙窓改修工事を実施。 ・ R元年度 男子寮浴室改修工事を実施。 ・ R2年度 本館及び寮舎エアコン改修工事を実施。 ・ R3年度 女子寮浴室改修工事を実施。 ・ R4年度 寮舎給湯配管改修、男子寮浴室改修工事を実施。 ・ R5年度 本館及び寮舎受水槽交換工事、寮舎地下重油タンク改修を実施。
	若松乳児院	会津若松市	乳児院	40	40	本施設には、疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されていることを踏まえれば、医療機関との連携を図る必要がある。また、2歳前後の愛着形成に重要な時期に安定した生活が継続できるよう乳幼児から少年期まで一貫した養育環境の確保を図るため、児童養護施設との併設も検討する必要があることから、これらの可能性を検討していくべきである。	【目標1】 疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されている施設として、医療機関と連携した新たな乳児院のあり方について検討する。 【目標2】 乳幼児から少年期まで一貫した養育環境の確保を図るため、児童養護施設と併設した新たな乳児院のあり方について検討する。	・ H30.8.1～H31.3.20 福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会にて、「福島県家庭的養護推進計画の見直し（福島県社会的養育推進計画の策定）」及び「新たな乳児院のあり方」を審議。 ・ H31.3.27 子育て支援推進本部会議において、「福島県社会的養育推進計画」及び「新たな乳児院のあり方に係る対応方針」を決定。同計画に乳児院の多機能化・機能転換に向けた取組を明記。 ・ R1.10.29、R2.2.14 新たな乳児院に係る基本構想策定ワーキンググループを開催。 ・ R2.3.11 基本構想を公表 ・ R2.7.16 事業提案公募を開始 ・ R2.11.13 指定管理者候補者として公益財団法人星総合病院を選定公表 ・ R3.8.10 乳児院整備計画を策定し公表 ・ R4.12 新たな乳児院の実施設設計完了 ・ R5.4.8 星総合病院が複合施設建設工事着工(起工式)

県立社会福祉施設のこれまでの見直しの状況

区分	施設名	設置場所	施設の種別	定員		見直しの方向		これまでの見直しの状況 (H29-R5)
				H28	R6	あり方意見具申 (H28)	工程表 (H29)	
県直営施設	大笹生学園	福島市	福祉型障害児入所施設	45	45	新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを総合的に分析し、将来的な社会福祉法人への移譲等について今後のあり方を検討する必要がある。	新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを総合的に分析し、社会福祉法人への移譲等について検討していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・R元.10.30 第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催、大笹生学園のあり方について諮問。 ・R2.1.10 第2回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催、「指定管理者制度」の導入の方向性を決定。 ・R2.2.4 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催、意見答申内容について概ね了承。 ・R2.3.3 社会福祉審議会児童福祉専門分科会より県に対し意見答申提出。 ・R2.3.24 県子育て支援推進本部会議において、指定管理者制度の導入を県の方針として決定。 ・R3.8.18～8.31 指定管理者の公募を実施するも応募団体がなく、また年度内の再募集について応募が見込めなかったことを踏まえ、次年度の公募実施に向けて改めて検討することとした。 ・R3～R4年度 県内で障害児入所施設を運営する法人等に聞き取り調査を実施した。
	郡山光風学園	郡山市	福祉型障害児入所施設	20		今後の入所児童数の見通しや地域へのサービス提供の方法、特別支援教育との連携方法を踏まえ、将来的な施設のあり方について、検討していく必要がある。	今後の入所児童数の見通しや地域へのサービス提供方法の検討等を踏まえ、将来的な施設のあり方について検討していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・R2.3.3 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、当該施設の現状及び令和3年度からの施設の休止の方向性及び、休止に伴う対応について説明し、了解を得た。 ・R2.3.24 県子育て支援推進本部会議において、令和3年度からの施設休止を県の方針として決定。 ・R2.11.18 第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催。施設休止後のあり方について諮問。 ・R3.2.26 社会福祉審議会児童福祉専門分科会より県に対し、廃止が適当とする意見答申提出。 ・R3.3.23 県子育て支援推進本部会議（書面開催）において、R3.4.1より休止、R3年度末で廃止と決定。 ・R4.3.31 郡山光風学園廃止。
指定管理施設	太陽の国ひばり寮	西郷村	障害者支援施設 (旧身体障害者更生施設)	100	80	「障害福祉サービス事業所」と連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行いながら、県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲するべきなのかを検討する。	広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供など従来からの役割を果たしつつ、利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行っている。	H28～R2指定管理（公募）：社会福祉事業団 R3～R7指定管理（公募）：社会福祉事業団 ・けやき荘は平成30年度から、かしわ荘は令和元年度から、ひばり寮及び、かえで荘は令和6年度から定員を各80名に変更している。 ・けやき荘、かしわ荘は新築移転工事を実施。 ・新けやき荘はR5年度に開所。新かしわ荘はR6年度秋に開所予定。
	太陽の国けやき荘	西郷村	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80			
	太陽の国かしわ荘	西郷村	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80			
	太陽の国かえで荘	西郷村	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80			
	ばんだい荘あおば	猪苗代町	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	60	60			
	はんだい荘わかば	猪苗代町	福祉型障害児入所施設 (旧知的障害児施設)	40	40	地域移行を着実に進めるとともに、引き続き県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲するべきなのかを検討する。	利用者の地域生活への移行を着実に進めていく。当面指定管理を継続していくが、引き続き社会福祉法人等への移譲も含めて検討する。	H28～R2指定管理（公募）：社会福祉事業団 R3～R7指定管理（公募）：社会福祉事業団

太陽の国のこれまでの見直しの状況

区分	施設名	施設の種別	定員		見直しの方向		これまでの見直しの状況 (H29-R5)	
			H28	R6	あり方意見具申 (H28)	工程表		
指定管理施設	ひばり寮	障害者支援施設 (旧身体障害者更生施設)	100	80	「障害福祉サービス事業所」と連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行いながら、県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲するべきなのか検討する。	広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供など従来からの役割を果たしつつ、利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行っていく。	H28～R2指定管理（公募）：社会福祉事業団 R3～R7指定管理（公募）：社会福祉事業団 ・けやき荘は平成30年度から、かしわ荘は令和元年度から、ひばり寮及び、かえで荘は令和6年度から定員を各80名に変更している。 ・けやき荘、かしわ荘は新築移転工事を実施。 ・新けやき荘はR5年度に開所。新かしわ荘はR6年度秋に開所予定。	
	けやき荘	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80				
	かしわ荘	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80				
	かえで荘	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	80				
	太陽の国クリニック	外来：7診療科 病床数：10床（一般）	—	—	太陽の国の利用者に対する医療機関は必要であるため、引き続き、医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、患者・家族の意思を尊重した看取りの推進等による入院稼働の減少のため、診療体制について検討する必要がある。 また、入所者だけでなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たすとともに、今後は地域で暮らす障害のある方のニーズを踏まえた医療の提供についても検討していく必要がある。	・太陽の国病院については、医師を始めとした医療従事者の確保を図る。 ・病院の運営方法については、指定管理を継続していくが、入院稼働の減少に対応し、診療体制の見直しを行う。 また、入所者だけでなく、地域に開かれた医療機関としての役割も果たしていく。	H28～R2指定管理（公募）：社会福祉事業団 R3～R7指定管理（公募）：社会福祉事業団 ・R2.3 病院を診療所化するための基本的な事項を決定 ・R2.6 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例改正（R3.4～太陽の国病院を有床診療所化し、太陽の国クリニックと名称変更） ・医師の確保に向け、関係機関（医大等）への協議等を実施。 ・診療体制見直しについて、指定管理者（（社福）福島県社会福祉事業団）とともに関係機関との調整を進めているところ。	
	交流センター	研修施設	—	—	当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討していく必要がある。 また、利用料金制度など、指定管理者にインセンティブが働くような仕組みを導入するとともに、地域に開かれた活用方法など幅広く、利活用の方策を検討していく必要がある。	厚生センターについては、施設の有効活用方法について検討し、30年度中に宿泊機能の存廃について決定する。（宿泊機能を廃止する場合は、1年間程度の周知期間を設ける。）	H28～R2指定管理（公募）：社会福祉事業団 R3～R7指定管理（公募）：社会福祉事業団 ・H31.4 名称を交流センターに改称 ・R5.4 宿泊機能廃止	
勤労身体障がい者体育館	体育館	—	—	当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討していく必要がある。 また、利用料金制度など、指定管理者にインセンティブが働くような仕組みを導入するとともに、地域に開かれた活用方法など幅広く、利活用の方策を検討していく必要がある。	引き続き適切に管理しながら、有効に活用していく。	H28～R2指定管理（公募）：社会福祉事業団 R3～R7指定管理（公募）：社会福祉事業団 ・計画的に修繕を実施		
中央公園	公園	—	—	中央公園は共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しを踏まえて、必要な機能を検討する必要がある。	引き続き適切に管理しながら、有効に活用していく。	H31.3 けやき荘・かしわ荘の建替え用地とするため用途廃止		
委託管理施設	管理センター	太陽の国事務局施設	—	—	管理センターは共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しを踏まえて、必要な機能を検討する必要がある。	引き続き適切に管理しながら、有効に活用していく。	計画的に修繕を実施しながら活用している。	
	給食センター	太陽の国の食事提供業務	—	—	現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較するなど、運営の効率性を検証した上で、今後の方向性を検討する必要がある。			
	洗濯センター	太陽の国の洗濯業務	—	—				
	終末処理場	汚水処理施設	—	—	社会福祉事業団に移譲した施設の合併浄化槽の設置状況を踏まえ、計画的に施設を廃止する必要がある。	H28年度対応方針のとおり廃止等していく。		
	エネルギーセンター	熱エネルギー供給施設	—	—	煙突及び地下重油タンク、各施設を結ぶパイプラインや高架等の残っている施設を計画的に撤去する必要がある。	H28年度対応方針のとおり廃止等していく。		計画的に残存設備を撤去しており、R6は煙突の解体工事を実施予定。
	白樺寮	職員寮	—	—	人材確保のため福利厚生の充実が必要である一方で、民間アパートも充実してきていることから、当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討していく必要がある。	H28年度対応方針のとおり廃止等していく。		R4.3 施設の老朽化及び利用者の減少等に伴い解体